

乗用カート利用約款

(目的)

第1条 この乗用カート利用規定(以下「本規定」と称します。)は、オリムピック・カントリークラブレイクつぶらだコース(以下「当ゴルフ場」と称します。)が来場者に提供をゴルフプレー用の乗用カート(以下「カート」と称します。)の利用に関する取扱い、関連事項等を定めることにより、来場されたお客様(当ゴルフ場の利用者)、施設の就業者等の関係者の安全及び、当ゴルフ場の各施設の管理保全の維持、向上を以て、当ゴルフ場での快適なゴルフプレーを実現することを目的とします。

(遵守義務)

第2条 本規定では、カートの運転者を「運転者」、当該カートに乗車する者で運転者以外の者を同乗者、そして、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と、それぞれ称するものとし、当ゴルフ場の利用者は、本規定を遵守する義務を負います。

(運転等の制限)

第3条 運転者は、指定されたカート道及び当ゴルフ場が別途、認めたエリアを除き、カートを走行させることはできません。

(運転者の資格)

第4条 (1) 運転者は、自動車運転免許(以下「運転免許」と称します。)を有する方に限ります。
(2) 運転免許につき、次の事由のある方は、運転者となることができません。
・運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
・心身の不調、酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方。
・免許停止等により運転免許の資格が不適格な方。

(運行責任者)

第5条 (1) 運転者が複数の場合、スタート前に運転者間でリーダーを選定して頂き、当該カートの運転担当及び運転の交替に関する事項は、そのリーダーの責任において行って下さい。
(2) カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は係員が特に指示した事項を除き、運転者又は、運転者が複数の場合はリーダーがその責任において行ってください。

(走行場所)

第6条 運転者は、当ゴルフ場が定めた専用カート道路又は、当ゴルフ場が別途、認めた当ゴルフ場内の特定のエリアに限り、カートを走行させることができます。その他、雷雨等の気象現象の変化に起因する緊急な事態が生じた場合は、運転者は当ゴルフ場の指示に従いカートを走行させて下さい。

(安全運転の励行)

第7条 運転者は、カートを走行させるときには、当該カートの装置を確実に操作しながら、周囲の状況に応じて第三者に対する危険や危害、あるいは当ゴルフ場の施設に損傷を及ぼさないよう、その速度と方法に注意を払って運転して下さい。

(運転中の注意)

第8条 運転者は、カートの運転に関し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 走行開始の際の注意事項
・運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
・カートを発進させる前には、前方に人が居ないこと及び、同伴者が着席してアームレスト等を握り体勢を保持したことを必ず確認して下さい。
- (2) 走行の際の注意事項
・カートには人感センサーが付いておりませんので、前方に人が居ないこと、障害物が無いことを確認の上、走行させて下さい。
・カート道路の走行中は、走行法等の指示表示(走行方向・徐行・一旦停止等)があるときは、これに従って下さい。
・起伏ある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を走行する場合には、予め減速させて低速で走行し、必要に応じて、他の利用者に声をかけるなど安全な運転を心がけて下さい。
- (3) 停車等の際の注意事項
・カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
・カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置(パーキングブレーキ・フットブレーキ)を確実にかけて下さい。

(同乗者の注意事項)

第9条 同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) カートの走行装置(電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等)には、手を触れないで下さい。
- (2) カートの走行中は、必ず把持部分(アームレスト・アシストグリップ等)に掴まって体勢を保持して下さい。
- (3) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意して下さい。
- (4) カートの定員を守って乗車して下さい。
- (5) カートへの飛び乗り・カートからの飛び降りは危険ですので止めて下さい。

(貴重品及び携帯品等の責任)

第10条 ゴルフ用品を含む携帯品の管理は、お客様の責任となります。万一、当該携行品の破損、紛失、盗難等が発生した場合でも、当ゴルフ場はその責任を負いかねます。

(利用の中止等)

第11条 (1) 利用者に、次の事由がある場合には、事情に従い、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止、あるいは施設の利用を中止していただくことがあります。
・運転者に、第4条の運転者資格がないことが判明したとき。
・利用者に、この約款あるいは会則その他の規定に反する行為があったとき。
(2) 雷雨等の気象現象の変化に起因する緊急な事態が生じたときには、当ゴルフ場の判断により、その後のカート利用を中止させて頂く場合があります。

(事故の場合の責任等)

第12条 (1) 運転者がカートの走行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは当ゴルフ場の施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損傷を生じさせた場合(以下、この態様を「カート事故」と称します。)、加害者は、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
(2) 運転者以外の同乗者が故意又は過失により、カート事故を生じ又はカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じて、運転者と連帯してあるいは単独にて被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
(3) カート事故の発生に当ゴルフ場の責任に帰属する事実関係が存在しない限り、当ゴルフ場はカート事故の解決に関与しません。カート事故の当事者間で解決して頂くこととなります。

(信義則)

第13条 本約款に定めない事項は、ゴルフプレーの精神に限り、信義、確実の原則に従って解決されるものとします。

(改定)

第14条 本約款は必要に応じ予告なく改定する事があります。